



6月23日聖火リレーが磐田市にやってくる！

☎ スポーツ振興課（本庁舎2階） ☎ 0538-37-4832 FAX 0538-37-5034

磐田市の聖火リレールートと交通規制



6月23日(水) 11:20～11:45
磐田市役所から見付天神入口付近まで(約2km)
聖火ランナー 10人

交通規制
予定時間

9:50 ~ 12:30



東京2020オリンピック聖火リレーが行われます

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が今年の7月から9月まで開催されます。

3月25日に福島県をスタートした「東京2020オリンピック聖火リレー」が、静岡県では6月23日(水)、24日(木)、25日(金)の3日間で実施されます。

磐田市では左記のとおり聖火リレーが行われる予定です。

主催：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
共催：東京2020オリンピック聖火リレー静岡県実行委員会

観覧の際は新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

- ・聖火リレーはNHKのライブ中継(インターネット)で視聴できます。沿道での密集を避けるため、なるべくライブ中継でご覧ください。
- ・沿道で観覧される場合は、お住まいに近い場所でご覧ください。
- ・観覧者は必ずマスクを着用し、声援の代わりに拍手など声を出さない応援をお願いします。
- ・体温が37.5℃以上ある方、体調がすぐれない方は沿道での観覧をお控えください。
- ・沿道では密集しないようご協力をお願いします。
※過度な密集が発生した場合は、聖火リレーが中断される恐れがあります
- ・観覧者用の駐車場はありません。お越しの際は、徒歩または公共交通機関をご利用ください。

※聖火リレースタート前に開催するミニセレブレーション(出発式)は、新型コロナウイルス感染症対策のため無観客で開催しますので観覧になれません。ご了承ください。

※聖火リレーの内容などは、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から変更となる可能性があります。詳しくは、静岡県のホームページでご確認ください。

※4月27日時点の情報を記載しています

令和3年度

花いっぱいコンクールの受賞団体が決定

☎都市整備課（西庁舎1階） ☎ 0538-37-4806 FAX 0538-37-8690

磐田市緑化推進委員会では、花と緑にあふれた美しく快適な地域環境をつくるため、身近な公共施設や街路に面した場所で地域の皆さんが草花を植え、管理している花壇などを対象に、「花いっぱいコンクール」を行っています。今年は20団体が参加してくれました。

最優秀賞

明ヶ島自治会花の会（なかはら中原公園・やくち谷口公園内）



▲明ヶ島自治会
花の会の皆さん

保育園の子どもから仕事を引退された方まで、さまざまな世代が参加しています。植え付けは、子どもたちが一生懸命やってくれて、本当にうれしかったです。

グリーンバンクからいただいた種子や球根をどのように咲くのか分からないまま植えましたが、きれいな配色で咲いてくれました。花の管理は、本当に日々勉強です。

優秀賞

久保町万年青会（おもと白山神社南側）



▲久保町万年青会
の皆さん

今回は、オリンピックをテーマに「静岡から世界へ、未来へ」をイメージしました。花を通じて、仲間と過ごす楽しい時間が何ものにも代えがたいです。

おおいずみ咲く咲く花の会（大泉町公共広場東側）



▲おおいずみ
咲く咲く花の会
の皆さん

大池の水路沿い約120mを8人で管理しています。受賞と聞いて驚きと喜びでいっぱいです。努力が報われました。今後は最優秀賞を目指したいです。

努力賞

なでしこの会（旧赤松家記念館内）



元宮花の会（元宮町公会堂南側）



審査員特別賞

竜洋西保育園（竜洋西保育園内）



早起き会（つづじ公園藤棚下）



加茂クラブ（豊田加茂公園内）



ふるさと磐田から贈り物

☎秘書政策課（本庁舎4階） ☎ 0538-37-4805 FAX 0538-36-8954

県外で頑張る学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学生の皆さんも日常生活が制限され、磐田市への帰省を自粛していただくなど、多くの方が不安に感じていると思います。そこで、昨年度に引き続き県外で頑張っている学生の皆さんを応援するため、磐田市の特産品をお送りします。

申請方法など詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、秘書政策課までお問い合わせください。



▶対象

市内に住所を有する方の子で、次の要件を満たす方

- ①申請時に県外に居住
- ②学校教育法に規定する県外（国内のみ）の大学、高等専門学校、短期大学、大学院、専門学校に在学している学生

▶申請方法

対象者または対象者の親が、電子申請で申請。（申請は対象者1人に付き年度1回限り）

※令和2年度申請者も申請可能



▲電子申請

▶内容

米や茶、野菜などの本市の特産品1品

市ホームページに掲載されている「ふるさといわたの特産品」の中から、第1希望・第2希望を1つずつ選んでください。磐田市の特産品を、学生の皆さんが居住する県外の住所にお送りします。

▶申請受付

6月1日(火)から来年3月4日(金)まで

※特産品および配送などの費用は、市で負担します
 ※特産品は数量の都合上、ご希望に添えない場合があります。その際は市で決めさせていただきます
 ※配送日、県外住所以外の配送先指定はできません



磐田市にU I J ターン就職を希望する方を応援！

☎ 経済観光課（西庁舎 1 階） ☎ 0538-37-4819 FAX 0538-37-5013

支援対象を拡大しました！

市では、企業見学や業界研究会、就職説明会などの実施を通じて企業と学生や求職者との就職マッチングを支援する「磐田市U I J ターン就職・地元定着促進事業」を実施しています。

これまででは、新卒学生を対象とした就職イベントの開催や企業情報の提供を中心に支援を行ってききましたが、今後は中途人材などの求職者を対象とした転職・再就職フェアの開催や企業情報の提供も行っていく予定です。

磐田市の就活情報 LINE公式アカウント

磐田市や県西部へ就職を希望する方に、就職イベント情報や就職活動に役立つ情報をLINEメッセージでお届けしています。まずは登録から！



▲学生向け
(新卒・既卒3年以内向け)



▲求職者向け



▲保護者向け

※本LINE公式アカウントは、当事業に関する情報発信のみに使用し、個人情報を求めるものではありません

今後のイベント開催予定

開催日	イベント名	会場
5月29日(土)	いわた・ふくろいインターンシップフェア	ワークピア磐田・WEB開催
8月中旬	市内企業見学バスツアー	市内の複数企業
8月下旬	若手職員との交流会	WEB開催 (Zoom)
9月中旬	転職・再就職フェア	調整中
9月～12月	中京圏の大学学内業界研究会	中京圏の大学 (2回)

専用サイト「磐田 de」では、イベント情報のほか市内企業のインターンシップ情報・採用情報の提供をしています。また、事前予約でキャリアカウンセラーによる面接練習や個別就職相談なども行っています。



◀専用サイト
「磐田 de」

参加者特典

5/29(土)インターンシップフェアの参加特典(来場者限定)として、「磐田市就職情報誌」をプレゼント！(ページ番号:1009338)



▲磐田市就職情報誌
(イメージ)

問い合わせ先

磐田市U I J ターン就職・
地元定着促進事業事務局
(委託先) ㈱東海道シグマ浜松支店
☎ 053-424-5121



茶園転換支援事業

☎ 農林水産課（西庁舎 1 階） ☎ 0538-37-4813 FAX 0538-37-1184

茶から他の作物への転換にかかる

費用の一部を支援します

茶の消費や茶価の低迷が続く中、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、茶生産者の経営はさらに厳しくなっています。このことから、市では、茶から他の作物への転換にかかる費用の一部を補助しています。

▼対象者

次のすべてに該当する方

- ① 茶を栽培する専業農家または第一種兼業農家
- ② 市内に住所を有する方または市内に本社をおく法人
- ③ 市内の茶園を耕作している方
- ④ 市税などを滞納していない方

▼対象経費

茶樹の伐採および抜根（処分費含む）、整地、土壤改良、苗、資材（ビニールハウス等施設に係る経費は除く）などに係る経費

▼助成内容

総事業費の2分の1（上限300万円）で1人1回限り

※他の補助制度を利用する場合は、他の補助額の合計を差し引いた額に2分の1を乗じた額

▼交付要件

- ① 申請面積は10㍏以上の茶園であること（市内で耕作している茶園総面積の2分の1以内）
- ② 農業振興地域で実施する事業であること
- ③ 最低5年以上は転換作物の栽培に取り組むこと

▼その他

支援事業は令和4年度までです。申請方法など詳しくは、農林水産課へお問い合わせください。

茶生産関係者の声



支援事業の利用者

鈴木 英之 さん

茶価の低迷が続くため、この事業を活用して茶園の一部をサツマイモの栽培に転換しました。サツマイモはお茶に合う干し芋に加工、販売し、茶の収入減を補っています。

整地や土壤改良などには費用がかかるので、補助により負担を軽減することができました。

多くの方にこの事業を知っていただき、茶生産者の力になってほしいです。



いわた茶振興協議会

会長 稲垣 明久 さん

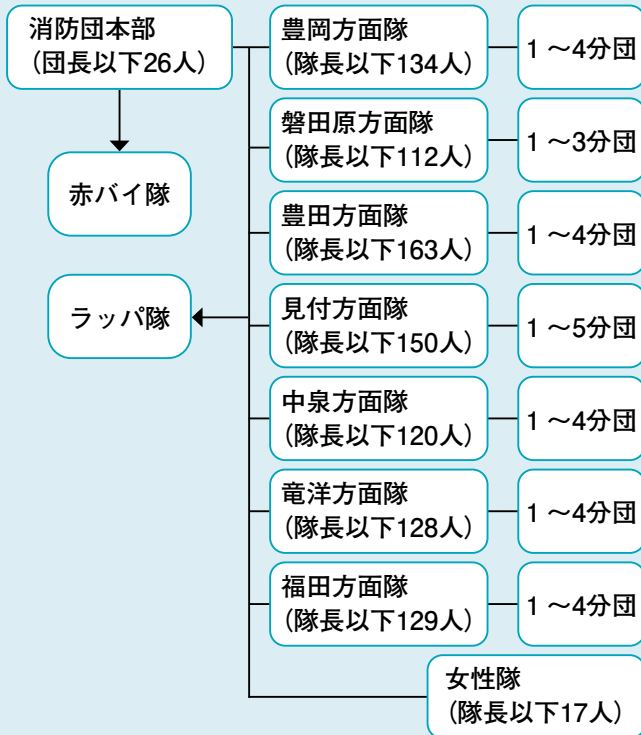
茶園から畑に利用目的を変えるには、茶の木を取り除き、他作物に適した土作りが大切で、これには時間だけではなく費用も必要です。

この制度を活用し、多くの茶生産者が他作物の栽培に挑戦することにより、農地の更なる有効利用を図り、持続可能な地域農業を目指したいと考えます。茶生産者が一丸となって取り組みたいです。

磐田市消防団は大切な人、大切な街を守ります

☎ 消防本部警防課（福田支所 3 階） ☎ 0538-59-1716 FAX 0538-59-1766

令和3年度磐田市消防団組織図



▲磐田市消防団女性隊

令和元年に開催された第24回全国女性消防操法大会では静岡県代表として出場しました。



◀磐田市消防団ワッペン

ゴリラは、家族愛が強く仲間を敬う気持ち強い動物です。消防団員も同様に家族、地域を思う気持ち強いことから、ゴリラをモチーフとしたデザインを団員が考え、作成しました。

磐田市消防団の新体制がスタートしました

磐田市消防団は本号^{ほんだ}崇^{たかし}団長のもと、令和3年4月1日より総勢979人の新体制でスタートしました。

磐田市消防団は、「郷土愛護の精神を基調とし、自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念を強く持ち、火災だけではなく、地震や風水害などの自然災害にも対応しています。さらに、平常時は、火災予防の啓発活動や心肺蘇生法、応急手当の指導など、地域における防災リーダーとして幅広く活動をしています。

消防団に入団し一緒に磐田市を守りましょう

今後、大震災や多様化する自然災害に対し、地域防災力を強化することは極めて重要性が高く、多くの消防団員の力が必要となります。

地域防災の安全安心に貢献する消防団は、防火、防災活動だけでなく、地域の行事やイベントでも、活性化の一翼を担っています。

消防団活動では、さまざまな職業や世代の方と交流することができます。また、団員同士だ



磐田市消防団長
本号 崇

けでなく、他の団体や地域住民との良好な関係が築かれ、人と人がつながる大きなきっかけになります。

磐田市を守るのはあなたです。あなたの力が必要です。

磐田市消防団に入団し、一緒に磐田市を守りましょう。



子育て世帯へ特別給付金を支給

問 こども未来課 (iプラザ3階)

☎ 0538-3714896
FAX 0538-3714631

「ひとり親世帯分」を先行してご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。

住民税非課税の子育て世帯(ふたり親世帯)が対象となる給付金については、詳細が分かり次第、市ホームページなどでお知らせします。

給付額
児童1人当たり5万円

支給対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 **申請不要**
- ②年金などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けることができない方 **申請必要**
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が減少した方 **申請必要**

申請受付期間

来月2月28日(月)まで

申請書(市ホームページからダウンロード可)を記入し、必要書類を添えて、直接または郵送でこども未来課特別給付金担当(〒438-0077 国府台57-7)へ提出してください。令和2年度に実施した「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請をされた方も新たに申請が必要となります。

特別給付金の対象となる

「ひとり親世帯」とは

児童扶養手当の支給要件に該当する方(現時点で児童扶養手当受給資格者の認定を受けていなくても、支給要件に該当している方も含む)
※児童扶養手当の支給要件
18歳到達後の最初の3月31日までの児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を監護するひとり親世帯など

生活支援コーディネーター

問 高齢者支援課 (iプラザ3階)

☎ 0538-3714831
FAX 0538-3716495

誰もが安心して過ごせる地域づくりを目指して

市では、磐田市社会福祉協議会と連携して、市全域と地区ごとに生活支援コーディネーター(地域の支え合い推進委員)を配置し、地域の担い手育成や交流を支援しています。

生活支援コーディネーターの役割

サロンやシニアクラブなどの地域福祉活動の現場を訪問し、地域の声を聴くことで地域資源・地域課題を把握し活動に生かします。

「暮らしの中のちょっとした困りごとを誰かに相談したい」「地域活動の悩みを解決したい」「誰かのために役立ちたい」「生きがいをもって暮らしたい」などの声がありましたら、ぜひ生活支援コーディネーターへご連絡ください。

問い合わせ先

社会福祉協議会 (iプラザ1階)
☎ 37-9617 FAX 37-4866

ほし ば しょうへい 干場 翔平 豊岡	おぐす のりゆき 小楠 知志 井通・青城	のりまつ えつよ 乗松 悦代 御厨・南御厨	おおすぎ まさひろ 大杉 昌弘 西貝・田原	みや じめぐみ 宮司 恵 向笠	はやし まさゆき 林 雅之 岩田・大藤	いそべ なおし 磯部 直志 竜洋
うえはら あゆみ 上原 あゆみ 福田	おぐり のぶよし 小栗 伸介 豊田東・富岡・池田	もりや みつこ 守谷 充子 市内全域	やまだ か な こ 山田 佳名子 見付・今之浦	たかぎ あおい 高木 あおい 南・長野	むらまつ ゆうご 村松 勇吾 中泉	

住民税(個人市県民税)の主な改正点

問 市税課(本庁舎1階)

☎ 0538-3714826
FAX 0538-3317715

令和3年度から適用される改正について

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除および公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。

所得金額調整控除の創設

次に該当する場合は、所得金額調整控除が受けられます。

① 給与所得控除後の金額と公的年金などに係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

② 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する
- ・ 23歳未満の扶養親族を有する
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

ひとり親控除の創設と

寡婦^{かぶ}控除の見直し

前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない場合で、次に該当する場合はひとり親控除または寡婦控除が受けられます。

① 婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額などが48万円以下の生計を一にする子を有する単身者は、ひとり親控除が受けられます

② 扶養親族を有するひとり親控除に該当しない寡婦は、寡婦控除が受けられます

※住民税(個人市県民税)改正の詳細は、市ホームページ「住民税(個人市県民税)の改正」をご覧ください
だとか、市税課へお問い合わせください

固定資産税の実地調査を実施

問 市税課(本庁舎1階)

☎ 0538-3714809
FAX 0538-3317715

調査へのご理解とご協力を

市職員による実地調査

市では、固定資産の適正な評価および公平な課税を確保するため、土地・家屋・償却資産の実地調査を行っています。

市職員が調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

※調査には、「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が伺います

調査期間/通年

対象地域/市内全域

調査方法

◎土地・家屋

道路からの外観調査です。市内全域を巡回しながら、土地・家屋の現状と課税状況に相違がないかを調査します。

また、令和3年1月2日以降に分筆・合筆された土地や利用状況に変更があった土地、家屋の取り壊しや

用途変更などを確認します。

◎償却資産

申告内容の確認が必要な場合は、事前に連絡の上訪問し、国税申告書や決算書、固定資産台帳などを確認します。

詳細な実地調査のお願い

(土地・家屋)

道路から見えない部分や、土地・家屋の利用状況と課税状況に相違がある場合は、立ち入り調査をさせていただきます。

また、新築(増築)家屋は完成後、事前に連絡の上、現地に伺い調査をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。





門・塀・擁壁など設置する際のルールようへき

(問) 建築住宅課 (西庁舎2階)

☎ 0538-33714899
 FAX 0538-33712050

敷地のセットバック部分は道路扱い

接する道路が幅員4m未満の場合に建築行為をする際のイメージ図

建築基準法では、建築行為を行う際、接する道路の幅員が4m未満の場合、セットバックする必要があり、敷地の道路境界線と後退線の間(セットバック部分)を道路とみなします。よって、その敷地の所有者であっても、セットバック部分を自由に利用することはできません。

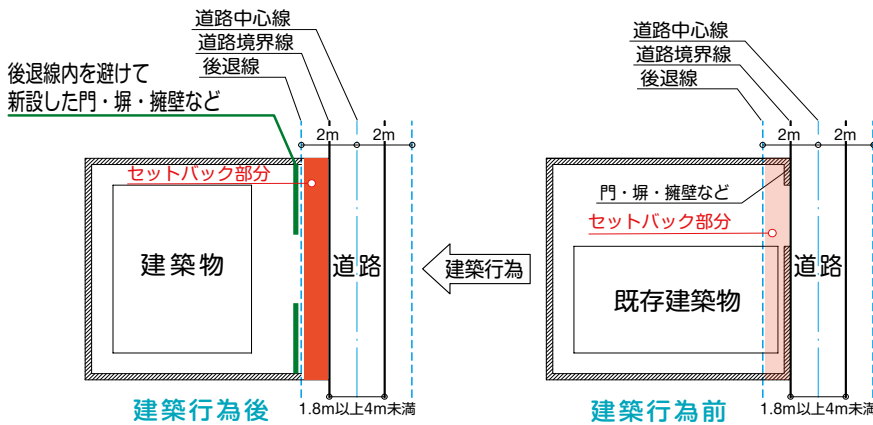
緊急車両などの通行や、災害時に避難路として機能するように、セットバック部分に塀や擁壁などをつくることはできず、あくまでも道路として使用される土地となります。

このような幅員が4m未満の道路のことを「**2項道路**」や「**みなし道路**」と呼び、これらに該当するかは、建築住宅課にお問い合わせください。

現在、セットバック部分に

門・塀・擁壁などがある場合

建築行為を行う際に撤去しなければなりません。道路に面するブロック塀を撤去する場合の補助制度があります。撤去前にご相談ください。



「罹災証明書」、**「被災証明書」**の申請りさい

(問) 市税課 (本庁舎1階)

☎ 0538-33714809
 FAX 0538-33717715

申請期限は、災害発生日から6カ月以内

「罹災証明書」、「被災証明書」とは

地震や風水害などにより家屋などが被災した場合の「被災の程度」、「罹災の原因」などを証明するものです。

「罹災証明書」は住家の被災を証明、「被災証明書」は住家以外の建造物や工作物(物置、カーポートなど)について被災した事実を証明します。

これらの証明書は支援金の支給や義援金の配分、家屋の応急修理などの判断材料として活用されます。また、保険金や見舞金の請求、学校や会社からの災害給付金の各種支援の届け出などにも活用されます。

申請の方法

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、市税課へ提出してください。申請書を受け付け後、必要に応じて現地調査を実施して、後日、証明書を交付します。

※郵送(〒438-8650 国府台3-1-1)による申請可

必要書類

- ・市税課窓口にある証明申請書(市ホームページからダウンロード可)
- ・被害の状況を確認できる写真
- ・修理費用の分かる見積書

申請の期限

災害発生日から6カ月以内(厳守)

その他

火災による「罹災証明書」が必要な場合は、消防署で対応しています。



令和2年度 上水道水質検査結果

検査項目	基準値	検査結果
一般細菌	100 個 / ml以下	0 ~ 17 個 / ml以下
大腸菌	不検出	不検出
塩化物イオン	200 mg / l 以下	4.1 ~ 15.0 mg / l
有機物	3 mg / l 以下	0.2 未満 ~ 0.5 mg / l
pH値	5.8 ~ 8.6	7.1 ~ 7.8
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5 度以下	0.5 度未満
濁度	2 度以下	0.1 度未満

上水道水質検査の報告

問 上下水道工事課 (福田支所2階)

☎ 0538-5813281
FAX 0538-5813271

「安全、安心であたりまえ」を目標に

市では、水道水を「安全、安心であたりまえ」を目標にお届けしています。

昨年度の水質検査結果は、市内全ての地点で水質基準に適合しました。数値は次のとおりです。

寄せられたお問い合わせ

▼蛇口から濁った水が出ます…

濁りは水道管内の水あかなどが一時的に出たものです。通常、バケツ数杯分の水を流すと濁りが無くなりますが、無くない場合は、上下水道工事課までご連絡ください。

▼「宅内配管洗浄」のチラシが来ましたが、市で行っていますか？

市では行っていません。民間業者に依頼する場合は、事前に作業内容や契約条件をよくご確認ください。

日頃から災害に備えましょう

「水のくみ置き」の注意点

▼直接水道の蛇口から水をくむ

浄水器を通した水は、保存に必要な塩素が除去されてしまします。

▼空気に触れないようにする

できるだけ容器いっぱいまで水を入れましょう。

▼雑菌が入らないようにする

飲むときは、コップなどに移して飲んでください。

情報公開制度を活用の方へ

問 市民相談センター (本庁舎1階)

☎ 0538-3714746
FAX 0538-3912262

より開かれた市政を目指して

情報公開制度とは

情報公開制度とは、市民参加による開かれた市政を推進するため、市が管理している公文書を請求などに基づき公開するものです。この制度により、市では市政に対する市民の信頼性の確保や市政の透明性の向上、市民参加の充実に努めています。

令和2年度の請求などの件数は、88件でした。公文書は公開が原則ですが、法律で公開が禁止されているものや個人を特定できる情報(個人情報)など、公開できないものもあります。

公文書を請求できる方

- ◎市内に住所のある方
- ◎市内に事務所、または事業所がある個人および法人、その他の団体
- ◎市内の学校や事業所などに通学または通勤している方
- ◎市が行う事務事業に具体的な利害関係のある方

公開の手続き

これら以外の方から公開の申し出があった場合であっても、条例による公開請求に準じて公開するよう努めています。

所定の書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、市役所本庁舎1階の市民相談センターへ請求または申し出をしてください。原則として請求などの日から15日以内に、公開するかどうかを決定しご連絡します。

手続きや閲覧は無料ですが、写しの交付を希望される場合は、費用が必要となります。

なお、請求に対し公開しないとの決定に対しては、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

